

◎安全管理について

子どもたちの安全・健康については、傷害の防止及び疾病の予防から、傷害や急病の発生時の対応まで広い分野に及びます。

傷害の防止には先ず安全管理が重要となります。事故の要因となる環境や子どもたちの危険な行動を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去しますが、万が一傷害等が発生した場合には適切な応急手当や安全措置が必要です。併せて、安全指導を行い、子どもたち自身が安全や危険を理解し、適切な行動をとれるようにすることも必要です。また、疾病対策では、既往疾患、健康状態の把握、当日の気候条件などを考慮した活動など幅広い対応が求められます。

子どもたちの年齢や個々の心身の発育、発達の状態等により、危険性の状況が異なる場合があることにも留意します。

安全管理については、各園の所在地、地域の実情、行う活動によって様々です。スタッフ間で、考えられる危険を挙げ尽くし、その上で必要な危機管理体制を整備することが重要です。

①子どもたちの健康状態の把握

- 保護者からの連絡や本人からの申出によって、事前に体調を把握し、当日の健康状態について管理します。
- アレルギー性疾患や気管支喘息などの疾患を持つ子どもたちは、疾患の程度や治療段階に応じて活動に制限がある場合があるので、必要に応じて保護者と連絡を取り情報提供を求めるなどして、スタッフ間での情報共有をしておきます。

②危機管理指針、マニュアルの整備

- 各園の所在地や地域の実情、組織体制にあわせて、傷害等が発生した場合の危機管理マニュアルをまとめておくとういでしょう。(別紙危機管理マニュアルイメージ参照)

③体験活動の際のヒヤリハット等の蓄積・スタッフや保護者間での共有

- 活動内容・場所別に安全点検表や注意すべきポイントを示した一覧を作成し、スタッフ間での共通理解を図ります。
- 屋外での体験活動には、危険な動植物との接触やそれに起因するアレルギーの問題が考えられますので、必要な知識や対策をスタッフ間で共有しておく必要があります。
- 応急手当に必要な用品を救急箱に用意します。
- 最寄りのAED設置場所を確認し、併せて緊急時の使用方法を確認しておきます。
- 活動の内容や目的・意義について、スタッフはもちろんのこと、保護者とも事前に共有しておくとういでしょう。安全について十分配慮して実施しても、傷害等の発生の

可能性はゼロではなく、発生時の責任関係は発生した事故の内容によっても異なることや、加入する保険制度についても事前に理解してもらうことが必要です。

- 傷害等発生時は、直ちに応急手当を始めるとともに、必要に応じて医療機関へ搬送します。ケガの程度が重大な場合には、躊躇せず救急車を要請し、保護者へも連絡します。負傷者を搬送した後は、残った子どもたちへの対応にも配慮する必要があります。
- 医療機関に搬送したが、保護者が同行しなかった場合については、受診先の医療機関名、ケガの程度の説明や処置内容、帰宅後の処置の必要性の有無とその方法等を保護者に報告します。
- 医療機関を受診した場合の緊急時の対応として、保険証の写しを持参させておくといでしょう。ただし、後日保険証を必ず医療機関へ提示する必要があります。
- 傷害等が発生した場合には、発生時刻、発生状況、応急手当実施の有無とその内容を時系列に記録し、保護者や医療機関等へ報告できるようにしておきます。また、事故記録簿を整理しておくといでしょう。

④子ども自身が自分の安全に配慮できるような指導

- 各活動に伴う危険性については、必要に応じて子どもたちにも説明します。また、全体指導とは別に、発達段階や子どもの行動特性に応じて適宜個別指導する必要があります。
- 活動するにあたって、何が危険かを自ら考え、危険を回避して行動する等、適宜指導しましょう。

⑤医療機関との日常的な連携

- 医療機関の所在地、診療科、診療時間帯、電話番号等を事前に確認し、一覧表を作成します。休日に活動する場合は、休日当番医等も調べておくといでしょう。

⑥危機管理上の職員体制の整備、訓練の実施

- 傷害等が発生した際には、迅速な対応が行えるよう、日頃からスタッフ間で安全管理に対する共通理解を持っておく必要があります。また、必要に応じて訓練を実施しておくといでしょう。

《危機管理マニュアル イメージ》

